

24 外部監査公表第1号（平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号公表）分

福岡市における補助金の執行状況について

第2部 総論

第1章 福岡市の補助金の概要と取組み

第2節 福岡市における補助金についての取組み

監査の結果	措置の状況
<p>2 提言を受けての福岡市の取組みとその監査</p> <p>①「さらなる情報公開」について (意見1)</p> <p>補助金について、市民に広報されている情報量は極めて少ない。</p> <p>補助金の全貌を市民に広報するためには、少なくとも、外郭団体や建設費に対する補助金に関する情報もホームページに掲載すべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成24年11月21日通知）】</p> <p>平成24年度から、外郭団体等に対する補助金、建設費に対する補助金の一覧もあわせて本市ホームページに掲載している。</p>
<p>(意見2)</p> <p>補助金執行の実情を知るためには交付要綱を読むことが必要であるから、交付要綱もホームページに掲載すべきである。少なくとも、公募制の補助金については、市民に等しく補助金申請の機会を与えるために要件や応募期間等が分かる交付要綱・要領と同等の情報を広報すべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】</p> <p>すべての補助金について、補助の目的、補助対象事業、補助内容、要件や応募期間等が分かる「補助金調書」を24年度からホームページに公開している。</p> <p>また、公募により実施している補助金については、速やかに交付要綱・要領をホームページに掲載するよう、全庁通知を行っている。</p>
<p>②「長期補助金への対応」について (意見3)</p> <p>補助の終期設定の原則化のため、補助金交付要綱・要領には補助の終期設定を規定すべきである。この進捗がないときには、補助金交付規則に、交付要綱・要領に終期設定規定を義務付ける規定を新設するなどの対応を検討すべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>平成25年10月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、補助制度が条例化されているものを除く全ての補助金について、終期を設定するよう定めた。</p> <p>また、平成26年4月1日付で福岡市補助金交付規則を改正し、補助金ごとに終期を設けて、要綱等を定めることとした。</p>

<p>④「公募制の拡大」について (意見4)</p> <p>公募制の広報は、補助金の公平性及び公益的事業の奨励や公益目的達成のために極めて重要であるから、公募制補助金については、格段の改善をして、積極的広報に努めることが必要である。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】</p> <p>公募により実施している補助金については、速やかに交付要綱・要領をホームページに掲載するよう、全庁通知を行っている。</p> <p>また、すべての補助金について、補助の目的、補助対象事業、補助内容、要件や応募期間等が分かる「補助金調書」を24年度からホームページに公開している。</p> <p>なお、「補助金調書」以外の広報については、各所管課において検討の上、積極的に実施するよう、全庁通知を行っている。</p>
<p>(指摘1)</p> <p>公募制の補助金については、補助金交付要綱上も公募制であることを明記すべきである。また、補助の趣旨・目的から公募制であるべき補助金の交付要綱が、特定団体に対するものとして規定されている要綱は、直ちに改正・改善の必要がある。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>現在、公募により実施している補助金については、各補助金要綱の補助対象者に関する条項に、「本補助金の交付対象者は、公募により募集する」旨の記述を追加するよう、全庁通知を行っている。</p> <p>また、平成25年10月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、公募制であるべき補助金が非公募となっていないか検証の上、積極的な公募化を行うこと、及び公募によることとした補助金は、その交付要綱等において公募である旨を明記することとした。</p> <p>更に、平成26年4月1日付で福岡市補助金交付規則を改正し、公募制の補助金については、要綱等に補助事業者の公募に関する事項について記載することとした。</p>

第3章 監査の視点からの全体的意見

第1節 補助対象事業及び対象経費

監査の結果	措置の状況
<p>2 「委託費」や「負担金」への変更の検討 (意見5)</p> <p>補助の対象事業が市の事業と考えられるもの、また、対象事業による市への一</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>平成25年10月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、補助金に限らず、支出負担行為にあたっては、適切な歳</p>

<p>定の利益と責任が認められるものについては、「委託費」「負担金」への見直しを検討すべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>出科目により支出するよう明記した。</p>
<p>3 対象事業及び対象経費の特定・明確化 (意見6)</p> <p>補助金交付については、対象事業及び対象経費を、概括的でなく具体的に、特定し、これを要綱等に明記すべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>平成25年10月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、補助要件、補助額・補助率、補助対象経費、補助対象事業については、概括的でなく具体的に特定し、要綱等に明記するよう定めた。</p> <p>また、平成26年4月1日付で福岡市補助金交付規則を改正し、全ての補助金について、補助対象事業、補助対象経費を記載して要綱等を定めることとした。</p>

第3節 長期継続補助金への対応と条例化の検討

監査の結果	措置の状況
<p>(意見7)</p> <p>長期継続補助金については、既得権化の弊害等があることから、事業の自立を促進、補助効果の検証等の見直しが必要であり、定期的な検証を実施すべきである。なお、補助金交付の他に有効な施策がなく、公益性の観点から、やむを得ず今後も継続が必要と思われる補助金については、議会の承認を得て条例を制定し、これに基づく補助金交付とするような手法を検討すべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>個別の補助金については、毎年度の予算編成等を通して、引き続き見直しを実施していく。</p> <p>平成25年10月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、補助制度が条例化されているものを除く全ての補助金について、終期を設定するよう定めた。</p> <p>また、平成26年4月1日付で福岡市補助金交付規則を改正し、補助金ごとに終期を設けて、要綱等を定めることとした。</p>

第6節 交付先団体の検討

監査の結果	措置の状況
<p>3 間接補助について (意見8)</p> <p>実績報告審査の信頼確保のためには、直接補助を原則とすべきであり、事務量等の関係で間接補助を適当とする場合も、交付先に対して分配基準や審査基準</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>平成25年10月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、本市の補助金は直接補助を基本とし、事務量等の関係からやむを得ない場合についてのみ、要綱等に再交付先への配分基準や審査基準を明</p>

<p>を明確にした委託をすべきである (財政調整課)</p>	<p>記する等の条件のもと、間接補助を行えることとした。 また、補助対象となる事業が市自身の事業である場合は、委託として支出することについても検討することとした。</p>
------------------------------------	---

第7節 補助金交付申請及び実績報告書の審査

監査の結果	措置の状況
<p>1 補助対象事業及び対象経費の厳格な確定 (意見9)</p> <p>交付要綱においては、補助対象事業を明確に記載すべきである。そして、交付先に対しては、収支・事業計画や実績報告書に、対象事業と対象外事業を区別して記載することを指導・徹底すべきである。 (財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>各種書類の適切な記載を推進するため、平成24年5月末に、補助金の事務手続きの流れやチェック項目・視点等を解説した「補助金事務の手引き」を各局へ通知した。</p> <p>また、平成25年10月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、補助要件、補助額・補助率、補助対象経費、補助対象事業については、概括的でなく具体的に特定し、要綱等に明記するよう定めたほか、補助対象団体に対しては、収支・事業計画書や実績報告書において、補助対象事業と対象外事業を明確に区別して記載するよう、指導を徹底する必要があることを明記した。</p>
<p>(意見10)</p> <p>交付要綱においては、対象事業に関する対象経費と対象外経費の区分を明記すべきである。そして、交付先に対しては、収支・事業計画や実績報告書に、対象経費と対象外経費を区別して記載することを指導・徹底すべきである。 (財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>各種書類の適切な記載を推進するため、平成24年5月末に「補助金事務の手引き」等を各局へ通知した。</p> <p>また、平成25年10月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、補助要件、補助額・補助率、補助対象経費、補助対象事業については、概括的でなく具体的に特定し、要綱等に明記するよう定めたほか、補助対象団体に対しては、収支・事業計画書や実績報告書において、補助対象事業と対象外事業を明確に区別して記載するよう、指導を徹底する必要があることを</p>

	明記した。
<p>2 補助金の適正支出の確認 (意見 11)</p> <p>工事費等の特定事業に対する補助や通常よりも割高な金額の支出費目については、その明細及び領収書の提出・確認が必要である。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>補助金交付手続きにかかるチェックの方法・視点等を解説した「補助金事務の手引き」を、平成 24 年 5 月末に各局へ通知した。</p>
<p>3 交付先団体の繰越金等の確認 (意見 12)</p> <p>交付先団体及びその構成団体の事業全体の決算状況及び繰越金の有無・金額は、補助の必要性及び補助金額の決定の重要な参考資料であるから、この調査・確認を励行すべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>「補助金事務の手引き」等を参照のうえ、可能な範囲での実施を進めるよう、全庁に通知した。</p>
<p>4 実績確認の時期 (指摘 2)</p> <p>書類の作成日は、実際の作成日を記載しなければならない。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>適切な事務処理を行うよう、全庁通知を行った。</p>
<p>(意見 13)</p> <p>補助金執行の手続の適正さを確保するために、福岡市補助金交付規則第 15 条を、下記のとおり、2 項を新設する改正をすべきである。</p> <p>(補助金の額の確定等)</p> <p>第 15 条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを様式第 5 号により調査確認し、適合す</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>現行規則の規定により、年度経過後の額の確定、通知は可能であると考えている。</p>

ると認めるときは、交付すべき金額を確定し、様式第6号により当該補助事業者
に通知しなければならない。

2 前項の交付すべき金額の確定通知が翌年度になされる場合は、前条の補助事業の成果の報告を受けた日から20日以内に交付すべき金額の確定通知をしなければならない。

(財政調整課)

第3部 各 論(個別補助金の監査)

第1章 総務企画局の補助金

第1節 国際部

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 日本国際連合協会交流啓発事業補助金 (意見14)</p> <p>要綱において補助対象経費・補助対象外経費の範囲を明確化すべきである。直接経費のみを補助対象とするのであれば、要綱の定めもこれに合わせる必要がある。交付申請・実績報告の方式も要綱上の補助対象経費、補助対象外経費との対応関係が分かるものとした方が、事業実績調査において簡便であると思われる。</p>	<p>【措置済(平成24年11月21日通知)】</p> <p>要綱に定める補助対象経費・補助対象外経費を明確化し、直接経費のみを補助対象とするよう費用区分を見直し、あわせて交付申請・実績報告の方式も要綱上の経費と対応関係が分かるものとした。</p>
<p>2 国連ハビタット福岡事務所支援事業補助金 (意見15)</p> <p>本補助金については、補助金ではなく、負担金として取扱うべきである。</p>	<p>【措置済(平成26年8月26日通知)】</p> <p>本補助金における関係団体と協議を重ねた結果、平成26年度より負担金として取扱うことで合意。補助金から負担金へ費目の変更を行った。</p>
<p>4 福岡県留学生交流事業補助金 (指摘3)</p> <p>「参加者への謝礼金」、「打ち上げ代」、「美容院代」等、公金たる補助金からの支出として不相当なものがある。また、会議などにおける「飲食代」の支出が散見</p>	<p>【措置済(平成24年11月21日通知)】</p> <p>補助金交付要綱を改め、補助対象経費・補助対象外経費を明確化した。</p> <p>「参加者への謝礼金」については、報償費の対象を福岡県留学生会の構成員以外の者に限る旨明示し、補助対象経費として</p>

<p>される。補助金交付要綱において、補助対象外経費を明示して、明確なルールを示すべきである。</p>	<p>認めるケースを明確にした。</p> <p>「打ち上げ代」は、いわゆる宴会にあたる類のものではなく、事業への従事が長時間に渡った際の食事などの経費であったため、会議などにおける「飲食代」と併せて、食糧費として内容を整理し、最低限度の金額や要件を明示、補助対象経費として認めることにした。</p> <p>「美容院代」はイベント時の「女子司会者の髪型セット」であり、単なる整髪ではなく、民族的衣装の一部という意味合いが強い。国際交流・親睦を目的とした当該事業に必要な要素のひとつとして判断し、役務費の「衣装の着付等」として整理、補助対象経費とした。</p>
---	--

第2章 市民局の補助金

第1節 文化振興課

監査の結果	措置の状況
<p>1 船乗り込み事業補助金 (意見16)</p> <p>船乗り込み事業補助金交付要綱を改正し、剰余金が発生した場合には戻入させる等の措置をとるべきである。</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】</p> <p>船乗り込み事業補助金について、剰余金が発生した場合には、収入に占める補助金の割合から、剰余金に占める補助金の相当額を算定し、算出した金額を補助金の交付額とすることとした。</p> <p>平成24年度は、平成24年度での収入に占める補助金の割合から、剰余金全額に占めるこれまでの補助金の相当額を算定し、算出した金額を補助金の交付額とした。</p> <p>平成25年度からは、当該年度ごとに判断し、剰余金が発生した場合には、前述の考え方にに基づき、補助金を決定することとしている。</p>
<p>2 西日本華道連盟福岡支部春のいけばな展事業補助金</p> <p>3 全日本いけばなコンクール事業補助金</p>	<p>【その他（平成24年11月21日通知）】</p> <p>福岡市文化芸術振興財団において、市民芸術祭参加行事への助成及び芸術文化活</p>

<p>(意見 17)</p> <p>文化芸術振興を目的とする補助金については、公募制を採用し、他の文化芸術の振興を図る団体に対しても、補助金の交付をうける機会を与えるべきである。</p>	<p>動助成事業の中で公募による助成を行っている。公募制になじまないものについては、文化振興課で個別に補助金を交付している。</p> <p>公募制になじまないものについては、今後も個別に補助金を交付するが、華道については、今後補助金の存続等について、協議する。</p>
<p>(意見 18)</p> <p>西日本華道連盟福岡支部春のいけばな展事業補助金及び全日本いけばなコンクール（西日本地区）事業補助金は、自主財源による事業の実施が可能であると考えられるので、廃止すべきである。</p>	<p>【措置を行わない（平成 26 年 8 月 26 日通知）】</p> <p>西日本華道連盟福岡支部（13 流会派が加盟）が主催する西日本華道連盟福岡支部春のいけばな展事業補助金及び帝国華道院九州連合会（12 流会派が加盟）が主催する全日本いけばなコンクール（西日本地区）事業補助金については、事業補助金交付要綱において交付額を「対象経費の 1 割程度を限度」と規定していることから、対象経費に占める補助金の割合は当然低くなり、現行の交付額は妥当であると判断している。華道の振興、普及及び発展を目的として補助を行っており、この 2 団体が実施する当該事業が、市内のほぼ全ての華道の流会派が参加する事業であることと、子どもや若者の幅広い年代への普及など行っていることから補助の継続が必要と判断し、措置を行わないこととした。</p> <p>ただし、全市的な補助金に関する指針である「福岡市補助金ガイドライン」に基づき、事業補助金交付要綱の附則に終期（平成 29 年 3 月 31 日）を設定しており、今後、終期到来までに継続の必要性の検証及び継続の可否の判断を行う。</p>
<p>4 筑前琵琶鑑賞会事業補助金 5 筑前琵琶保存会演奏会事業補助金 (意見 19)</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>福岡市文化芸術振興財団において、市民芸術祭参加行事への助成及び芸術文化活</p>

文化芸術振興を目的とする補助金については、公募制を採用し、他の文化芸術の振興を図る団体に対しても、補助金の交付をうける機会を与えるべきである。	動助成事業の中で公募による助成を行っている。公募制になじまないものについては、文化振興課で個別に補助金を交付している。筑前琵琶については、福岡発祥の伝統芸能であり、また、主な活動団体が福岡旭会と筑前琵琶保存会の二つに限られていることから、公募制にはなじまないため、今後も個別に補助金を交付する。
---	---

第2節 スポーツ事業課

監査の結果	措置の状況
1 国際スポーツ補助金外13件 (意見20) 飲食代等、補助対象外とすべき費用を再度見直し、要綱上、補助対象経費と補助対象外経費を明確に整理すべきである。	【措置済(平成26年8月26日通知)】 飲食代等、補助対象外とすべき費用を見直し、要綱上、補助対象経費と補助対象外経費を明確に規定した。
2 U-15全国選抜ジュニアテニス大会補助金外10件 (意見21) 補助金額決定の基準を策定し、公表することを検討すべきである。	【その他(平成24年11月21日通知)】 個別の大会の状況に応じて補助金額を決定する必要があるため、現行の処理が妥当であると判断し、措置を行わないこととした。

第3節 生活安全課

監査の結果	措置の状況
1 福岡市防犯協会連絡協議会事業補助金 (意見22) 補助金の交付に連絡協議会を通す必要はなく、補助金が適正な基準で分配されているか否か確認できない現状には問題があるため、本補助金は直接各7地区の防犯協会に交付すべきである。	【措置済(平成26年8月26日通知)】 連絡協議会ではなく、各地区防犯協会へ直接交付する方法に変更した。
(意見23) 各防犯協会ですべての単年度で剰余金が発生した場合には、戻入させるか、すくなくとも、次年度の補助金額を減らす等の手続きをとるべきである。	【措置を行わない(平成26年8月26日通知)】 当該補助金は、各地区防犯協会が実施する活動全体ではなく、地域安全に関する事業に対し補助していることから、補助事業の収支を確認しているものである。なお、

	当該協会が独自に調達した自主財源については、その用途については、協会が定めるものであり、市が指示等を行うことは適当でないとする。
(意見 24) 要綱を改正して各防犯協会への分配の基準を明らかにすべきである。	【措置済（平成 26 年 8 月 26 日通知）】 直接補助へ変更した。
(意見 25) 福岡市防犯協会連絡協議会支援事業助成対象外経費基準のうち、「個々の事例を考慮し、各防犯協会が判断する」とこととされているものについては、防犯協会が判断するのではなく、福岡市が判断する旨の基準に訂正すべきである。	【措置済（平成 26 年 8 月 26 日通知）】 福岡市防犯協会連絡協議会支援事業助成対象外経費基準を廃止し、補助対象経費を定めることで基準を明確にした。
4 福岡市暴力追放推進協議会事業補助金 (意見 26) 要綱で補助対象経費に関する基準を定めるべきである。	【措置済（平成 25 年 8 月 6 日通知）】 市暴力追放推進協議会補助金要綱を改正し、補助対象経費の基準を設けた。
5 交通安全関係補助金 (意見 27) 地区交通安全協会に対する公的な援助を継続する必要があるか、あるとしても補助金によらず、啓発物の現物支給という方法に戻すことができないか検討すべきである。	【措置を行わない（平成 26 年 8 月 26 日通知）】 行政は、交通安全対策に関する施策を実施する責務があり、県警や関係団体等が一体となって幅広い啓発を行うことが、より効果的な取り組みとなることから補助金の継続は必要である。 また、対象者や地域の特性に合わせた効果的な啓発を行っていることから、現物支給による実施は困難である。
(意見 28) 補助金を継続するのであれば、その前提として、補助事業についての収支決算に加えて、対象団体全体の収支決算を確認して補助金が必要であることを確認すべきである。	【措置を行わない（平成 26 年 8 月 26 日通知）】 当該補助金は、地区交通安全協会が実施する活動全体ではなく、市民の交通安全に寄与する事業に対し補助していることから、補助事業の収支を確認しているものである。なお、当該協会が独自に調達した自

	主財源については、その使途については、協会が定めるものであり、市が指示等を行うことは適当でないとする。
(意見 29) 補助金を継続するのであれば、要綱において、「対象経費は交通安全に関する広報啓発のための物品購入費とする」等と補助対象経費を定めるべきである。	【措置済（平成 26 年 8 月 26 日通知）】 補助対象経費については、地区交通安全協会補助金交付要綱を改め、補助対象事業の実施に要する経費は、広報啓発費及び会議費とすることとした。

第 4 節 コミュニティ推進課

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
1 活力あるまちづくり支援事業補助金 (意見 30) 原則として食糧費は自己負担とすべきであり、ボランティアでなんらかの事業を行う場合に日当代わりとする等の相当性・合理性が認められる場合を除いては、弁当代も補助対象とすべきではない。	【措置を行わない（平成 26 年 8 月 26 日通知）】 食糧費については、原則補助対象外としている。ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓子代などは補助対象経費と想定しており、公益事業の実施に必要な経費として考えているため、必要最小限の範囲内で現状通りの取扱いとする。
(指摘 4) ビール代が補助対象経費として認められることがあるという取扱は直ちに改めるべきである。	【措置済（平成 26 年 8 月 26 日通知）】 酒類代を補助対象外とする内容に補助金交付要綱の改定を行った。（市コ第 201 号、平成 26 年 4 月 1 日施行）
(意見 31) このように、補助金が補完的なものであるという原則から考えれば、自治協議会の会計上、剰余金が発生した場合には、補助金交付額を限度として戻納させることを検討すべきである。少なくとも、町内会費と補助金額との按分により一部を戻納させる旨の規定を設けるべきである。	【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】 活力あるまちづくり支援事業は、行政だけの対応では手の届かない地域課題の解決に向け、必ず実施しなければならないとして、市が定めた「まちづくり基本事業」及び「地域の活性化や課題解決につながる事業」があり、「活力あるまちづくり支援事業補助金」及び「自主財源等」を財源に、事業が実施されている。 その活力あるまちづくり支援事業は、「補助対象経費」と「補助対象外経費」があるが、補助対象経費に人口規模に応じて交付される「活力あるまちづくり支援事業補助金」を充て、補助対象経費が補助金額

	<p>を上回った部分の経費と補助対象外経費については、自主財源等を充てて実施されている。(なお、活力あるまちづくり支援事業の各々の事業に対する経費の配分は、自治協議会の裁量により配分されている。)</p> <p>従って、「活力あるまちづくり支援事業補助金」の補助対象経費が補助金額を上回っていれば、補助金は満額執行されていることになるため、町内会費等の自主財源に余剰金が発生した場合、返還の必要はないと考える。</p> <p>なお、町内会費等の自主財源等については、自治協議会が独自に調達したものであり、その用途について、市が指示等を行うことは自治への介入となる恐れがあることから、適切でないと考える。</p>
--	---

第5節 総務部区政課

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 地域振興補助金(体育振興分野の補助金) (意見 32)</p> <p>体育振興会等の連絡会組織への移行については、補助金の存在を広報し、新規の申請を実際上も可能とする運用を行うべきである。</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>体育振興会等の連絡会組織への移行に伴う補助金交付方法の見直しについては、体育振興会等からの交付を、平成26年度末までに5区が廃止し、残り2区についても、区がHPで公募したうえで区から直接交付する方法に改めた。</p>
<p>1 地域振興補助金(東区まちづくり活性化事業補助金) (意見 33)</p> <p>東区まちづくり活性化事業補助金は東区花火大会に対して交付しないこととすることを検討すべきである。 (東区企画振興課)</p>	<p>【その他(平成24年11月21日通知)】</p> <p>意見の背景として「東区花火大会は財政的にも自主財源を確保するにいたっており、補助金の目的は十分に達成されたといっている」と述べられているが、自主財源は、毎年、協賛金やグッズ販売の収益など関係者の努力により確保しているもので、昨今の景気の悪化に伴い、企業等からの協賛金集めはいつそう困難となっている。行政からの財政的支援は、事業収入全体に占</p>

	<p>める割合はごく小さいものであるが、自主財源の確保において企業等から協賛金の協力を得やすくしている効果もあり、事業の継続に必要である。</p> <p>また、東区花火大会は、東区の一大会としてまちの活性化に大きく寄与している事業で、多くの地域ボランティアなど地域が一丸となって主体的に運営しており、地域コミュニティの担い手育成や地域・NPO・企業・行政等のネットワークづくりの役割も果たしている公益性の高い事業であるため、引き続き行政からの一定の支援が必要だと判断し、東区花火大会を交付対象から除外する取扱いを行わないこととした。</p>
<p>(意見 34)</p> <p>東区まちづくり活性化事業補助金を存続するのであれば、交付要綱を改正して、地域活性化のために行われる多くの事業が対象となりうるようにし、同時に公募制を採用して補助金について広報すべきである。</p> <p>(東区企画振興課)</p>	<p>【措置済（平成 25 年 8 月 6 日通知）】</p> <p>東区まちづくり活性化事業補助金については、平成 25 年度で終了することとしている。</p> <p>また、平成 25 年度から「東区いきいきまちづくり提案事業」を創設し、地域活性化のために行われる草の根的な事業を公募・選考し支援することとした。</p>
<p>1 地域振興補助金(板谷地区活性化事業補助金)</p> <p>(意見 35)</p> <p>板屋地区活性化事業補助金は廃止を含めて見直すべきである。その場合、同地区の過疎問題については正面から必要な施策が講じられなければならない。</p> <p>(早良区入部出張所)</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>板屋地区活性化事業補助金については、補助金交付要綱の中で、板屋地区活性化事業（以下「事業」という。）を通じて板屋地区と市民の交流を深めるなど、地区の活性化に寄与することを目的と定めている。補助対象事業である「木の葉祭」は、自治協議会等自治組織、商工会、その他各種団体が参加・協力して企画・運営されており、自然豊かな地域の魅力を情報発信することで板屋地区に多くの市民が集い、交流の輪が広がり、様々な支援につながっている。</p>

板屋地区には、航空自衛隊脊振山分屯基地や板屋学園があり、事業を契機として両者と板屋地区をはじめ自治組織との交流が深まり、更に毎年事業を継続することによってネットワークが防衛省航空自衛隊（東京都新宿区市谷本村町）に異動した幹部との交流も続いている。これらのことが、災害発生等の緊急時における支援・救難活動への協力、地区で開催される他のイベントへの参加、町内の空き家を活用した物産品の製造・販売など、板屋地区を孤立させないための積極的な支援へ発展しており、地区住民の生活の安全・安心にも寄与している。

特に平成24年度は自治協議会会長が木の葉祭実行委員会委員長に就任され、板屋地区への支援強化を打ち出し、企画・運営されており、地域活性化に資する事業として引き続き補助金の交付を実施している。

板屋地区の過疎問題については、平成18年度から平成21年度まで、早良保健所の担当保健師が板屋地区全戸の家庭訪問を実施し、更に平成22年6月からは、いたやふるさと館にて、生活習慣病や介護予防を目的に、保健福祉事業「いたや倶楽部」として、地域包括支援センターや区社会福祉協議会と共催で、健康相談やふれあいサロンを開催するとともに、来館できない住民には個別に家庭訪問を行ってきた。

これらの活動から、多くの住民が定期的な歯科受診ができていないことがわかったため、早良保健所と福岡歯科大学が現地に赴き、平成23年度に口腔内健診、認知症検査・栄養調査等の健康調査を、平成24年度には更に血液検査、生活調査を含む

	<p>住民健康実態調査を実施し、健康に関する助言を行うなど、全面的にバックアップし、住民の健康面の不安解消に向けた支援に努めている。</p> <p>平成22年度のバス路線廃止に伴う住民の交通手段確保については、住宅都市局、教育委員会及び経済振興局（現：経済観光文化局）等が早良区南部地域バス連絡協議会を設立し、平成22年度以降も途切れることなく、脇山支線の代替交通として西鉄バスを運行している。更に、住宅都市局が板屋脇山乗合タクシー連絡協議会を設立し、タクシー料金の一部負担による地域支援により、生活の不便さを軽減する取り組みを進めている。</p>
--	--

第6節 同和対策課

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 福岡県人権研究所補助金 (意見 36)</p> <p>交付対象団体を特定している運用を改め、交付要綱を変更して人権に関わる自主的活動を行っている民間団体が、等しく補助金を申請できるようにすべきである。</p>	<p>【その他（平成24年11月21日通知）】</p> <p>当該団体への支援は、福岡県が中心となって枠組みを作り、福岡県、北九州市と三者で行っている。当該団体は、福岡県下において部落史の調査・研究活動を継続的に行っている唯一の団体であり、福岡県・北九州市ともに同様の整理を行っていることから、今後とも当該団体に対して支援を行っていく。</p> <p>なお、同和問題以外の人権問題の団体等に対しては、それぞれの人権課題の関係課において、団体等との関係性、状況等を踏まえて、支援等を行っている状況がある。</p>
<p>(意見 37)</p> <p>交付先団体から報告されている補助対象経費と対象外経費の振り分けは実態を反映していないと思われる。収入についてもすべての会費収入をあげていない点は問題である。決算書の表記の仕方について改善を求めるべきである。</p>	<p>【他の方法で対応（平成25年8月6日通知）】</p> <p>当該団体への支援は、福岡県が中心となって枠組みを作り、福岡県、北九州市と三者で行っている。今後、補助対象経費と対象外経費の振り分けやすべての会費収入の計上、決算書の表記の仕方については、</p>

	三者で協議を行う予定である。
(意見 38) 本補助金の金額は、対象団体による補助対象経費の振り分けの是正を前提とし、福岡県、北九州市と協議のうえ、補助率についても50%以下とするなど、補助金を見直すべきである	【他の方法で対応（平成25年8月6日通知）】 当該団体への支援は、福岡県が中心となって枠組みを作り、福岡県、北九州市と三者で行っている。現在、当該団体では自主財源の確保や自主事業の拡大等に努めており、今後、補助対象経費の振り分けの是正や補助率については三者で協議を行う予定である。
2 部落解放同盟福岡市協議会補助金 (意見 39) 本補助金は実質的に大部分が人件費等の団体運営費に充てられていることを考えると、補助率は高率にすぎる。対象事業を精査するとともに補助率を再考すべきである。	【その他（平成24年11月21日通知）】 当該団体は補助事業として、各種会議の開催、相談、助言、支援、連絡調整、研修等の業務を行っており、これらは人的な業務要素が大きく、必然的に、経費に占める人件費の割合が大きくなっているものであり、補助金の交付は適正と考えている。
(意見 40) 本補助金の補助対象事業だけでなく、対象団体全体の決算内容の報告を求めべきである。	【措置済（平成24年11月21日通知）】 『福岡市補助金交付規則』では、団体全体の決算内容の報告義務はないが、対象団体全体の財政状況を把握することが必要な場合は、団体の協力を得て財政状況の確認を行うこととした。
(指摘 5) 本補助金が補助対象経費に充てられているかどうかについての事業実績報告の確認がきわめて不十分である。調査確認の際には事業実績報告書を十分チェックし、補助金が補助対象事業以外に充てられることのないように留意すべきである。	【措置済（平成24年11月21日通知）】 補助事業実績報告書に、補助対象事業のほかに、他の活動内容が誤って記載されていたことが判明したため、再度、事業実績報告書を求め、調査確認した結果、事実と相違ないことを確認した。 当初、補助金確定の際には、報告書の活動実績の中で補助対象事業にかかる経費の確認を行っていたものであるが、今回の指摘のとおり、報告の不要な活動実績については記載しないよう指導するとともに、補助金の確定にあたっては、報告書の内容

	を十分調査確認し, 適切な事務処理に努める。
--	------------------------

第3章 こども未来局の補助金

第1節 保育所指導課

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市保育協会補助金（一般） （意見 41）</p> <p>福岡市保育協会補助金（一般）のうち職員の処遇改善, 資質の向上に要する費用として補助される「研修費」は廃止を含めて見直すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 29 年 1 月 27 日通知）】</p> <p>研修費については, 補助金交付要綱を改め, 平成 27 年度より廃止することとした。</p>
<p>（意見 42）</p> <p>保育協会の人件費, 事務費への補助は減額または廃止を検討すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 27 年 7 月 29 日通知）】</p> <p>保育協会への人件費, 事務費への補助については, 平成 27 年度より事務職員 1 名を減し, 人件費の削減を行った。</p>
<p>2 保育所職員同和研修補助金 （意見 43）</p> <p>保育所職員同和研修補助金は, 独立の補助金とすることをやめ, 福岡市保育協会補助金（一般）に統合すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 25 年 8 月 6 日通知）】</p> <p>保育所職員同和研修補助金については, 独立の補助金とすることをやめ, 平成 25 年度から統合を行った。</p>
<p>1 福岡市保育協会補助金（一般） 2 保育所職員同和研修補助金 （意見 44）</p> <p>福岡市保育協会補助金（一般）, 保育所職員同和研修補助金については, 算定方法や補助率を定める等, 交付基準のあり方を見直すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 27 年 7 月 29 日通知）】</p> <p>福岡市保育協会補助金（一般）, 保育所職員同和研修補助金については, 平成 27 年度より交付要綱を改正し, 算定方法や補助率を明確にした。</p>

第2節 子育て支援課

監査の結果	措置の状況
<p>2 私立幼稚園運営費補助金 （意見 45）</p> <p>私立幼稚園運営費補助金については, 福岡市私立幼稚園連盟を通じた間接補助の形態を改め, 各幼稚園設置者に対する直接補助の形態とすべきである。</p>	<p>【措置を行わない（令和元年 9 月 20 日通知）】</p> <p>福岡市内の幼稚園は全て私立であり, 本市の幼児教育は私立幼稚園が一手に担っている。当該補助金については, 連盟に対して交付することにより, 各園の幼児教育の実施状況を幼稚園連盟が集約・把握・分</p>

	析でき、研修計画の立案など本市の幼児教育の向上に寄与していることを考慮すると、現行の処理が妥当であると判断し、措置を行わないこととした。
4 私立幼稚園連盟運営費補助金 (意見 46) 幼稚園連盟運営補助金は、補助対象経費に対して一律に補助するのではなく、研修費についてはより補助率を上げ、普及事業費については補助率を下げる、または対象経費から外すなど、補助対象経費の公益上の必要性の程度に応じて補助率を再考することが望ましい。	【措置を行わない（令和元年9月20日通知）】 補助率については、公益上の必要性に応じて補助対象経費ごとに予算額を積算し、その予算額を上限として、実績額に補助率を乗じて支出していることを考慮すると、現行の処理が妥当であると判断し、措置を行わないこととした。
(意見 47) 幼稚園連盟運営補助金の対象経費の定めが概括的に過ぎる。要綱等でより明確に定めるべきである。	【措置済（令和元年9月20日通知）】 要綱を改正し、対象経費をより明確に定義した。
3 私立幼稚園連盟研修費補助金 4 私立幼稚園連盟運営費補助金 (意見 48) 私立幼稚園連盟運営費補助金と私立幼稚園連盟研修費補助金は予算上これを統合すべきである。	【措置済（平成25年8月6日通知）】 平成25年度から統合を行った。

第3節 こども発達支援課，こども家庭課

監査の結果	措置の状況
1 民間社会福祉施設運営費補助金（障がい児） 2 民間社会福祉施設運営費補助金（児童養護施設等） (意見 49) 補助金申請時に団体の財務内容を確認し、前年度末の繰越金額等の財務内容によっては、補助金を交付しないことや算定基準による金額を減額できるように、交付要綱を改正すべきである。	1 【措置済（平成26年8月26日通知）】 交付要綱の改正については、平成26年4月1日から改正した。 2 【措置済】 交付要綱の改正については、平成25年4月1日から改正した。
(意見 50)	【措置済（平成25年8月6日通知）】

<p>福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱第2条にも、補助対象について福岡市民間児童福祉施設運営費補助金交付要綱第2条のように、当該施設において児童福祉施設最低基準が遵守され、法人および施設の運営が適正に行われている場合に限るという規定を設けるか、両要綱を統一したうえで補助対象について福岡市民間児童福祉施設運営費補助金交付要綱第2条のような規定をおくべきである。</p>	<p>福岡市民間社会福祉施設運営費補助金の補助対象については、同補助金交付要綱第2条の規定を改正し、最低基準遵守並びに運営が適正に行われている法人・施設に限る旨の規定を盛り込んだ。</p>
<p>1 民間社会福祉施設運営費補助金（障がい児） （意見 51）</p> <p>「福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱細目」と「福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱運用方針」は整理して一本化すべきである</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】</p> <p>「福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱細目」と「福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱運用方針」については、内容を整理統合し「細目」に一本化した。</p>

第4章 保健福祉局の補助金

第1節 医療年金課

監査の結果	措置の状況
<p>1 医療福祉行政推進協力事業補助金（三師会協力金） （意見 52）</p> <p>各「繰入金」の算出根拠・理由について検証し、毎年定額（前年同様）の補助金交付の必要性があるのかを、具体的に検証すべきである。特に、補助対象事業につき、実際の支出額（決算額）が当初予算額を下回った場合、その部分については結果的には支出の必要がなかったことになるのであるから、原則として、補助金確定通知の段階において、補助金額を減額すべきである。</p>	<p>【措置済（平成24年11月21日通知）】</p> <p>平成24年度より社会保険加入者の医療費助成の請求事務を簡素化（審査支払事務委託先を社会保険診療報酬支払基金へ変更）することに伴い、補助対象事業を明確化する等の見直しを行い、本補助金の一部を地域医療課及び地域保健課が所管する補助金へ整理統合した。なお、本補助金は平成24年3月31日をもって終了した。</p>
<p>（意見 53）</p> <p>交付先団体自体の決算書等の資料も確</p>	<p>【措置済（平成24年11月21日通知）】</p> <p>平成24年度より社会保険加入者の医療</p>

<p>認し、その財務状況、特に繰越金の有無について確認し、交付先団体の負担能力を把握し、これを踏まえた上で、現在の水準の金額・割合の補助を行う必要があるか、これが適正か、などを検討すべきである。</p>	<p>費助成の請求事務を簡素化(審査支払事務委託先を社会保険診療報酬支払基金へ変更)することに伴い、補助対象事業を明確化する等の見直しを行い、本補助金の一部を地域医療課及び地域保健課が所管する補助金へ整理統合した。なお、本補助金は平成24年3月31日をもって終了した。</p>
<p>(意見54)</p> <p>補助金交付要綱においては、補助対象経費を具体的に定めるとともに、特に補助対象外経費を明示すべきである。</p>	<p>【措置済(平成24年11月21日通知)】</p> <p>平成24年度より社会保険加入者の医療費助成の請求事務を簡素化(審査支払事務委託先を社会保険診療報酬支払基金へ変更)することに伴い、補助対象事業を明確化する等の見直しを行い、本補助金の一部を地域医療課及び地域保健課が所管する補助金へ整理統合した。なお、本補助金は平成24年3月31日をもって終了した。</p>
<p>(指摘6)</p> <p>実績報告書における収支報告として、科目毎の合計金額だけの記載では不十分であり、少なくとも各事業毎に要した経費の内訳や明細等を、より具体的に記載させるべきである。</p> <p>例えば、「会議費」について言えば、少なくとも、それぞれの会議においてどのような内容・金額の経費を要したのか、また、「諸会議出席者手当」の支給基準や実際の支給内容等の詳細を報告させるべきであろう。</p>	<p>【措置済(平成24年11月21日通知)】</p> <p>平成24年度より社会保険加入者の医療費助成の請求事務を簡素化(審査支払事務委託先を社会保険診療報酬支払基金へ変更)することに伴い、補助対象事業を明確化する等の見直しを行い、本補助金の一部を地域医療課及び地域保健課が所管する補助金へ整理統合した。なお、本補助金は平成24年3月31日をもって終了した。</p>

第2節 地域医療課

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市医師会事業補助金</p> <p>(意見55)</p> <p>各「繰入金」の算出根拠・理由について検証し、毎年定額(前年同様)の補助金交付の必要性があるのかを、具体的に検証すべきである。特に、補助対象事業</p>	<p>【措置済(平成24年11月21日通知)】</p> <p>平成24年度から「繰入金」の算出根拠・理由を検証し、補助金交付の必要性を確認の上、補助金の額を確定することとした。</p>

<p>につき、実際の支出額（決算額）が当初予算額を下回った場合、その部分については結果的には支出の必要がなかったことになるのであるから、原則として、補助金確定通知の段階において、補助金額を減額すべきである。</p>	
<p>(意見 56)</p> <p>交付先団体自体の決算書等の資料も確認し、その財務状況、特に繰越金の有無について確認し、交付先団体の負担能力を把握し、これを踏まえた上で、現在の水準の金額・割合の補助を行う必要があるか、これが適正か、などを検討すべきである。</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>本補助金は、交付先団体が行う公衆衛生の普及向上、市民の健康づくりの推進及び地域医療の充実等について、本市の保健医療行政を補完するその公益性に鑑み、経費の一部を助成するものであり、補助事業の執行状況を確認する現行の処理が妥当であると判断する。なお、平成 24 年度から交付先団体の「繰入金」の算出根拠・理由を検証し、補助金交付の必要性を確認の上、補助金の額を確定することとした。</p>
<p>(意見 57)</p> <p>補助金交付要綱においては、特に補助対象外経費を明示すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>平成 24 年度から補助金交付要綱において、補助対象経費の経費区分ごとに内容を例示するとともに、「補助事業の収支計画書」及び「補助事業の収支計算書」に補助対象外経費を明示するよう改正した。</p>
<p>(意見 58)</p> <p>実績報告書における収支報告として、科目毎の合計金額だけの記載では不十分である。実績報告については、補助金確定のために、補助金交付要綱や補助の趣旨を踏まえて、適正かつ有効な支出がなされているか、補助対象外または補助対象とすべきでない支出内容や過度な支出が含まれていないかなどをチェックするために、提出させるものであり、少なくともその個々の支出について、補助金交付要綱に定めた補助対象となるか補助対</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>平成 24 年度から補助金交付要綱において、実績報告書に添付する「補助事業の収支計算書」に補助対象経費と補助対象外経費を明示するよう改正するとともに、個々の支出について、具体的な執行内容の記載を求めることとした。</p>

<p>象外となるかを判別しうるだけの情報の記載を求めるべきである。</p>	
<p>2 福岡市薬剤師会事業補助金 (意見 59)</p> <p>補助対象事業につき、実際の支出額(決算額)が当初予算額を下回った場合、その部分については結果的には支出の必要がなかったことになるのであるから、原則として、補助金確定通知の段階において、補助金額を減額すべきである。</p> <p>交付先団体自体の決算書等の資料も確認し、その財務状況、特に繰越金の有無について確認し、交付先団体の負担能力を把握し、毎年定額(前年同様)の補助金交付の必要性があるのかを、具体的に検証すべきである。</p>	<p>【措置済(平成24年11月21日通知)】</p> <p>交付先団体自体の決算書等の資料の提出を求め、交付先団体の負担能力を把握することとし、その上で、毎年定額の補助金交付の必要性があるのかを検証することとした。</p>
<p>(意見 60)</p> <p>実績報告書における収支報告として、科目又は事業毎の合計金額だけの記載では不十分である。</p> <p>実績報告については、補助金確定のために、補助金交付要綱や補助の趣旨を踏まえて、適正かつ有効な支出がなされているか、補助対象外または補助対象とすべきでない支出内容や過度な支出が含まれていないかなどをチェックするために、提出させるものであり、少なくともその個々の支出について、補助金交付要綱に定めた補助対象となるか補助対象外となるかを判別しうるだけの情報の記載を求めるべきである。</p>	<p>【措置済(平成24年11月21日通知)】</p> <p>実績報告については、補助金交付要綱を改め、収支報告の科目、事業の内訳及び経費区分を追加し、補助対象経費、補助対象外経費の記載も求めるようにし、適正かつ有効な支出がなされているか等チェックできるようにした。</p>
<p>4 福岡県私設病院協会事業補助金 (意見 61)</p> <p>少なくとも、本補助金の私設病院協会一般会計への組入分については、同協会が取り扱っている事業の性質の他、同協</p>	<p>【措置済(平成24年11月21日通知)】</p> <p>平成24年度から交付申請書に添付する「収入支出予算書」及び「収入支出決算書」において、補助対象経費と補助対象外経費を明示するよう求めるとと</p>

<p>会の繰越金の存在などからも、補助継続の必要性に疑問が残る。</p> <p>仮に補助を継続する場合においても、少なくとも、対象事業を、本市にとって特に公益性・必要性の高い事業に絞って、補助を行うべきである。</p>	<p>もに、事業終了後に繰越金が生じた場合は、補助金額の変更を行うこととした。</p>
<p>(意見 62)</p> <p>看護専門学校事業についても、福岡市が敢えて、福岡県私設病院協会専門学校を補助する意義について、補助の必要性、公平性の観点から、再検証されるべきである。</p>	<p>【措置済（平成 26 年 8 月 26 日通知）】</p> <p>福岡県私設病院協会看護専門学校への補助金については、補助対象外経費を含めた総収支決算において多額の繰越金を生じていること、また卒業生の市内の医療機関への就職率も高くないことから、本市における特出すべき公益性や補助の必要性は低く、補助金を交付していない他の看護師養成施設との公平性を考慮し、平成 25 年度より補助の対象外とした。</p>
<p>(意見 63)</p> <p>実績報告書における収支報告として、科目毎の合計金額だけの記載では不十分である。</p> <p>補助金交付先に対しては、補助対象事業と対象外事業、補助対象経費と対象外経費とを明確に区分させた上で、実績報告については少なくともその個々の支出について、補助金交付要綱に定めた補助対象となるか補助対象外となるかを判別しうるだけの情報の記載を求めるべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>平成 23 年度の実績報告書に添付する「収入支出決算書」に補助対象経費と補助対象外経費を明示するよう求めるとともに、個々の支出について、具体的な執行内容の記載を求めることとした。</p>
<p>5 諸学会補助金</p> <p>(意見 64)</p> <p>学会開催に対する補助について、「保健・医療」の分野に限定することに合理的理由は見いだせない。学会に対する補助金のあり方について全市的に検討すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 25 年 8 月 6 日通知）】</p> <p>本補助については、本市における保健・医療関係者の知識・技術の向上や保健医療施策の充実を図ることを目的として制定したものであるが、「保健・医療」分野に限定して助成する理由がないこと等から、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>
<p>(意見 65)</p>	

本補助を継続するのであれば、本補助金支出の目的や期待する効果について検討すべきである。その上で、学会を積極的に誘致すべきということであれば、本補助金制度の存在・内容等について、外部に公表した上で、さらに周知を図るための積極的取組を行うべきである。また、他自治体の補助制度の存否・内容等についても情報収集等をした上で、補助の有効性の観点からの検討・見直しを行うべきである。

第3節 地域保健課

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市歯科公衆衛生事業補助金 (意見 66)</p> <p>「繰入金」の算出根拠・理由について検証し、毎年定額（前年同様）の補助金交付の必要性があるのかを、具体的に検証すべきである。</p> <p>特に、補助対象事業につき、実際の支出額（決算額）が当初予算額を下回った場合、その部分については結果的には支出の必要がなかったことになるのであるから、原則として、補助金確定通知の段階において、補助金額を減額することが必要である。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>平成 24 年度から「繰入金」の算出根拠・理由を検証し、補助金交付の必要性を確認の上、補助金の額を確定することとした。</p>
<p>(意見 67)</p> <p>補助金交付要綱には、補助対象外経費や補助対象限度額などを明示すべきである。</p> <p>また、補助対象事業の記載についてもできるだけ明確化し、特に補助対象に含まない取扱いとした事業等があれば、これを除く旨を要綱上も明記すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>平成 24 年度から補助金交付要綱において、補助対象経費の経費区分ごとに内容を例示するとともに、「補助事業の収支計画書」及び「補助事業の収支計算書」に補助対象外経費を明示するよう改正した。</p>
<p>(指摘 7)</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p>

<p>実績報告書における収支報告として、科目毎の合計金額だけの記載では不十分である。</p> <p>実績報告については、補助金確定のために、補助金交付要綱や補助の趣旨を踏まえて、適正かつ有効な支出がなされているか、補助対象外または補助対象とすべきでない支出内容や過度な支出が含まれていないかなどをチェックするために、提出させるものであり、少なくともその個々の支出について、補助金交付要綱に定めた補助対象となるか補助対象外となるかを判別しうるだけの情報の記載を求めるべきである。</p>	<p>平成24年度から補助金交付要綱において、実績報告書に添付する「補助事業の収支計算書」に補助対象経費と補助対象外経費を明示するよう改正するとともに、個々の支出について、具体的な執行内容の記載を求めることとした。</p>
<p>2 福岡市衛生連合会補助金 (指摘8)</p> <p>補助対象経費からは「交際費」を除外すべきである。</p>	<p>【措置済（平成24年11月21日通知）】 補助対象経費から「交際費」を除外し、平成24年度の交付決定を行った。</p>

第4節 地域福祉課

監査の結果	措置の状況
<p>老人クラブ関係補助金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 老人クラブ活動助成 2 老人クラブ各種事業助成 3 生きがい型介護予防活動支援事業費補助金 4 全国健康福祉祭参加費補助金 5 単位老人クラブ活動費助成 <p>(意見68)</p> <p>補助金・補助対象事業・交付要綱の対応関係が分かるように、交付要綱及びその規定を整理すべきである。</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】 「福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱」、「福岡市友愛訪問事業補助金交付要綱」、「福岡市高齢者農園事業費交付要綱」を平成25年4月1日付で改正し、対応関係がわかるよう整理した。</p>
<p>(意見69)</p> <p>「福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱」、「福岡市友愛訪問事業補助金交付要綱」の交付申請及び実績報告の時期に関する規定と、実際の取</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】 「福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱」、「福岡市友愛訪問事業補助金交付要綱」の交付申請及び実績報告の時期に関する規定について、実態に即</p>

扱いとに齟齬が発生している。要綱に沿った取扱いを徹底するか、要綱に不都合が生じているのであれば実態に即した要綱に変更するか、いずれかの対応をとる必要がある。	するよう平成25年4月1日付で改正した。
--	----------------------

第5節 障がい者施設支援課

監査の結果	措置の状況
1 地域活動支援センター等補助金 (意見70) 補助対象経費に関する規定、別表を見直し、実態に即したわかりやすいものとするべきである。	【措置済(平成24年11月21日通知)】 福岡市地域活動支援センター等補助金交付要綱を改めた。 補助基準額を補助上限額に改正し、対象経費を列記した。
3 福岡市障がい者スポーツ・レクリエーション振興会運営費補助金 (意見71) 補助金交付申請にあたっての予算は、実態に合わせたものとするべきである。	【措置済(平成24年11月21日通知)】 補助金交付申請については、実態(前年度決算)を反映させた予算編成(要求)を行なうこととした。
(意見72) 補助対象経費と補助対象外経費とは、実績報告書上分けて記載するよう指導すべきである。	【措置済(平成24年11月21日通知)】 実績報告書については、補助対象経費と補助対象外経費を分けて記載することとした。

第6節 障がい者在宅支援課

監査の結果	措置の状況
1 福岡市身体障害者福祉協会補助金 (意見73) 補助の必要性について検討をし、廃止ないし縮小の方向で見直しをすべきである。	【措置を行わない(平成30年2月14日通知)】 福岡市身体障害者福祉協会補助金については、補助金ガイドラインを踏まえ、補助の必要性について検討した結果、同協会は、身体障がい者によって構成される本市最大の団体であり、身体障がい者の自立更生を目的とする各種の相談、指導等活動を行うほか、一般市民に対しても障がい者問題の理解促進のための取り組みを実施していることから、同協会の活動を奨励することは、本市の障がい者福祉の向上に大きく寄与するものと判断されるため、補助

	金の交付を継続することとした。
(意見 74) 生活行動訓練事業の事業内容を要綱上明らかにすべきである。	【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】 要綱改正を行い、補助対象となる生活行動訓練の事業内容を明記した。
(意見 75) 補助対象経費と補助対象外経費とは、実績報告書上分けて記載するよう指導すべきである。	【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】 実施報告書上分けて記載するよう、文書により伝達し、指導を行った。
(意見 76) 交通費については実費の支払いが原則であり、上限を設けるとしても、実費の確認は行うべきである。	【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】 定額支給されていたボランティア交通費については、謝礼としての性格を併せ持ったものであるため、事業実績報告時の支出内訳に係る記載の中で、経費の使途及び性質の明確化を図るよう、文書により伝達し、指導を行った。
(意見 77) 補助金交付決定及び決定通知は、すみやかに行うべきである。	【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】 年度当初に交付申請を受け、すみやかに補助金交付決定及び交付通知を行うこととする旨、文書により通知し確認した。
(指摘 9) 補助金事前交付の必要性について検討すべきである。	【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】 当該法人の一般会計の収支状況を精査したところ、精算払いによる交付が可能であることが確認されたため、平成 24 年度から、事前交付でなく、精算払いによる交付に改めることとした。
2 福岡市障がい者社会参加推進センター運営費補助金 (意見 78) 要綱において性別に基づき異なった生活訓練事業を行うこととしている点については、見直しを行うべきである。	【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】 性別に基づき異なった生活訓練事業を行うこととしていた点については、福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金交付要綱を平成 24 年 4 月 1 日施行で改正し、性別による制限を行わない生活訓練事業を実施することとした。
(意見 79) 障がい者 110 番事業とセンターの事業は、明確に区別するよう指導すべきである。	【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】 実績報告書にセンター事業以外の事業は記載しないよう、文書により伝達し、指導を行った。

<p>(意見 80)</p> <p>補助金交付決定及び決定通知は、すみやかに行うべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>年度当初に交付申請を受け、すみやかに補助金交付決定及び交付通知を行うこととする旨、文書により通知し確認した。</p>
<p>(指摘 10)</p> <p>補助金事前交付の必要性について検討すべきである。</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>福岡市障がい者社会参加推進センター運営費補助金は、交付団体において公益事業として位置づけられている。当該法人の公益事業会計の単月毎の収支を確認のうえ、必要額を事前交付しているものであり、これを精算払いによる交付に改めた場合、当該法人の公益事業会計の運営に支障が生じるため、現行の処理が妥当であると判断し、措置は行わないこととした。</p>

第 5 章 環境局の補助金

第 1 節 家庭ごみ対策課

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 福岡市ペーパーリサイクル協同組合補助金</p> <p>(意見 81)</p> <p>ペーパーリサイクル協同組合の自立に向け、本補助金の交付については廃止ないし縮小の方向で見直しをすべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>福岡市ペーパーリサイクル協同組合補助金のうち事務事業補助金については、これまでの組合活動により、本市の古紙リサイクルが円滑に進むなど、一定の成果は得られたことから、組合財政の自立を促し、平成 24 年度末をもって廃止することとした。</p>
<p>(意見 82)</p> <p>かつて補助対象外であった人件費を補助対象とするにあたっての審議密度には疑問があることから、人件費を補助対象とすることについては再度検討をするのが望ましい。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>福岡市ペーパーリサイクル協同組合補助金のうち事務事業補助金については、平成 24 年度末をもって廃止することとした。</p>
<p>(意見 83)</p> <p>補助対象（外）経費を要綱上明らかにすべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>福岡市ペーパーリサイクル協同組合補助金のうち事務事業補助金については、平成 24 年度末をもって廃止することとした。</p>

<p>2 ごみ収集補助金 (意見 84)</p> <p>「補助金」として交付を続けるべきか、形式については検討を行うべきである。</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>ごみ収集補助金の支出については、義務的経費ではないと位置づけており、現在の事業形態で「負担金」への形式の見直しはできないため、措置を行わないこととした。</p>
<p>(指摘 11)</p> <p>補助金の交付申請において「補助事業の遂行に関する収支計画」の提出を求めない取り扱いは福岡市補助金交付規則違反であるので、改めるべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>補助金の交付申請における「補助事業の遂行に関する収支計画」の取り扱いについては、「併用世帯ごみ収集事業補助金交付要綱」を一部改正し、平成 24 年度交付申請より提出させるよう改めた。</p>

第 2 節 事業系ごみ対策課

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 福岡市事業用環境協会補助金 (意見 85)</p> <p>本補助金の交付については廃止の方向で見直しをすべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>福岡市事業用環境協会補助金については、平成 24 年度末をもって廃止することとした。</p>

第 3 節 環境政策課

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 エコ発する事業補助金 (意見 86)</p> <p>公募制である本補助金については、対象事業が全市にわたって行う事業であるか、単一区内で行う事業であるかによる補助金の内容・手続きの違いを、要綱上、一般市民にも分かりやすいように記載すべき必要性がとりわけ高く、見直しをするのが望ましい。</p>	<p>【措置済（平成 25 年 8 月 6 日通知）】</p> <p>要綱上、対象事業が全市又は複数の区にわたって行う事業であるか、単一区内で行う事業であるかによる補助金の内容・手続きの違いについて、一般市民にも分かりやすいよう、章立てで整理するなどの改正を行った。</p>

第 6 章 経済振興局の補助金

第 1 節 観光振興課

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>4～10 祭り振興補助金 (意見 87)</p> <p>本補助金は、公募することが本来予定されているものであり、要綱の公表を含めて、市のホームページ等で適切な周知</p>	<p>【措置済（平成 25 年 8 月 6 日通知）】</p> <p>「ホームページ等での適切な周知」については、ホームページ上に、祭り振興補助金の要綱を掲示し、申請希望がある場合には、個別に観光振興課に対し、相談するよ</p>

<p>を行い、プレゼンテーション等を行い、適切な交付先を選定すべきである。</p>	<p>う情報提供を行うこととした。</p> <p>「プレゼンテーション等を行い、適切な交付先を選定すべきである。」については、これまでどおり申請があった団体に対して、補助金交付要綱に照らして交付の決定を判断していくこととする。</p>
<p>(意見 88)</p> <p>要綱において、交付先、対象外経費、交付先の選定方法について定めるべきである。</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>「交付先、交付先の選定」については、要綱第 3 条で、交付対象を規定しており、「対象外経費」については、第 6 条で交付の対象経費を規定しているため、措置を行わないこととした。</p>
<p>4 おおほりまつり振興会 (意見 89)</p> <p>おおほりまつり事業（二部）に対して、補助金を交付すべきではない。</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>おおほりまつりは、一部の「西日本大濠花火大会」と二部の「武者行列・荒津の舞」で構成されている。</p> <p>「おおほりまつり事業（二部）への補助金を交付すべきではない」については、祭り継承と集客向上を目的に、その時代の状況に応じて開催時期を変更するなどしながら、祭りの発展に取り組んできたものであり、一つの祭りとすることは妥当であると判断し、措置を行わないこととした。</p>
<p>6 ふくこいアジア祭り組織委員会 (意見 90)</p> <p>広告宣伝費については、一つの目的にとらわれることなく、主目的について判断し、補助対象経費とするか否かについては厳密に判断すべきである。「ふくこいアジア祭り総踊り講座」開催費用及び楽曲製作費については、広告宣伝費とするのは妥当ではないと思われる。</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>「ふくこいアジア祭り総踊り講座」開催費用及び楽曲製作費については、総踊り講座を通じて同祭りの認知度向上と参加拡大に寄与することが主目的である。また各地域の祭りに参加し、同祭り公式曲で演舞することで同祭り、広くは福岡市への集客に寄与していることを考慮すると現行の処理が妥当であると判断し、措置を行わないこととした。</p>
<p>7 博多祇園山笠振興会 (意見 91)</p> <p>直会は神事を構成する行事の一つであ</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>「直会を会議費とすることは相当ではない」については、行事・会合後に行われる</p>

<p>ることから、会議費とすることは相当ではない。</p>	<p>ものであり、会合と一体のものと考えており、現行の処理が妥当であると判断し、措置は行わないこととした。</p>
<p>8 博多松囃子振興会 (意見 92)</p> <p>博多松囃子は古くから福岡市民に愛されてきた伝統文化であり、今後も守っていくべきものであり、補助の必要性も認められるが、本要綱の目的規定及び交付対象から、博多松囃子を要綱第3条1項1号の祭り事業とすることは困難であると思われることから、要綱の改定も含めて検討すべきである。</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】</p> <p>博多松囃子振興会への補助金交付については、要綱第2条を「この要綱は、本市を代表する観光・文化資源である祭りを振興することにより、その保存、発展に寄与し、観光客などの誘致促進を図ることを目的とし、本市内で開催される祭り事業に交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。」に改定し、交付目的をより明確にした。</p> <p>要綱第3条1項1号については、検討を行った結果、現在の交付要綱によっても十分補助対象になると判断したため、改定は行わないこととした。</p>
<p>9 博多仁和加振興会 (意見 93)</p> <p>博多仁和加は古くから福岡市民に愛されてきた伝統文化であり、今後も守っていくべきものであり、補助の必要性も認められるが、本要綱の目的規定及び交付対象から、博多仁和加を要綱第3条1項1号の祭り事業とすることは困難であると思われることから、要綱の改定も含めて検討すべきである。</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】</p> <p>博多仁和加振興会への補助金交付については、要綱第2条を「この要綱は、本市を代表する観光・文化資源である祭りを振興することにより、その保存、発展に寄与し、観光客などの誘致促進を図ることを目的とし、本市内で開催される祭り事業に交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。」に改定し、交付目的をより明確にした。</p> <p>要綱第3条1項1号については、検討を行った結果、現在の交付要綱によっても十分補助対象になると判断したため、改定は行わないこととした。</p>

第3節 地域商業課

監査の結果	措置の状況
<p>1 共同事業促進補助金（福岡市商店街百貨店量販店連盟） (意見 94)</p>	<p>【措置済（平成24年11月21日通知）】</p> <p>本補助金については、連盟と協議を行い、平成25年度より広告宣伝費を補助対</p>

<p>本補助金については、せいもん払いの広告宣伝事業について、公益性疑問があり、その限りにおいては、廃止も検討すべきである。共同販促事業については、より長期的に商店街への来訪者の増加を図るための事業を取り行うべきである。</p>	<p>象経費から除外することとした。</p>
<p>(意見 95) 補助対象経費とすべきでない総会資料配布にかかる郵送費を補助対象経費にあげており、補助対象内か否かについては厳密に調査すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】 連盟の独自事業にかかる経費については補助金の交付対象から除く取扱いとし、厳密に調査することとした。</p>

第 4 節 創業・経営支援課

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 小規模事業指導費補助金（志賀商工会） (意見 96) 小規模事業指導費補助金（志賀商工会）については、交付要綱第 1 条において、「福岡市中小企業振興条例（昭和 4 8 年 3 月 3 1 日条例第 2 1 号）及び福岡市中小企業振興条例施行規則（昭和 4 8 年 3 月 3 1 日規則第 1 3 号）による」との記載は、当該条例及び施行規則において本補助金に適用される条文がないので、要綱から削除すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】 小規模事業指導費補助金（志賀商工会）については、平成 24 年 6 月 1 日付で交付要綱を改正し該当箇所を削除した。</p>
<p>2 小規模事業指導費補助金（早良商工会） (意見 97) 小規模事業指導補助金（早良商工会）については、交付要綱第 1 条において、「福岡市中小企業振興条例（昭和 4 8 年 3 月 3 1 日条例第 2 1 号）及び福岡市中小企業振興条例施行規則（昭和 4 8 年 3 月 3 1 日規則第 1 3 号）による」との記載は、当該条例及び施行規則において本補助金に適用される条文がないので、要綱から削除すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】 小規模事業指導補助金（早良商工会）については、平成 24 年 6 月 1 日付で交付要綱を改正し該当箇所を削除した。</p>
<p>3 小規模事業指導費補助金（福岡商工会）</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p>

<p>議所) (意見 98)</p> <p>小規模事業指導補助金（福岡商工会議所）については、交付要綱第 1 条において、「福岡市中小企業振興条例（昭和 48 年 3 月 31 日条例第 21 号）及び福岡市中小企業振興条例施行規則（昭和 48 年 3 月 31 日規則第 13 号）による」との記載は、当該条例及び施行規則において本補助金に適用される条文がないので、要綱から削除すべきである。</p>	<p>小規模事業指導補助金（福岡商工会議所）については、平成 24 年 6 月 1 日付で交付要綱を改正し該当箇所を削除した。</p>
<p>4 高度化促進補助金（組織化） (指摘 12)</p> <p>本補助金の補助対象経費として、組織化そのものとは関係がなく、補助対象経費として認められない経費があげられていた。今後は、補助対象内経費か否かについての判断を厳格に行うべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>今後は、補助対象内経費か否かについての判断を厳格に行うよう所属職員に指導を行った。</p>
<p>(意見 99)</p> <p>本補助金の利用者が少ない理由について調査検討し、それを踏まえて利用者の増加に努めるようにすべきである。また、長期にわたり、利用者が増加しないような場合には、本補助金の必要性も含めて検討すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 25 年 8 月 6 日通知）】</p> <p>本補助金については、ホームページで要綱を公表するなど、広報に努めている。</p> <p>福岡市内の中小企業が共同組合等を設立する場合には、福岡県中小企業団体中央会から連絡をもらうこととしており、その際には、必ず当該中小企業に、本補助金の申請をしてもらっている。</p> <p>このことから、市内において、協同組合等を設立する中小企業が少ないことが、本補助金の申請件数が少ない理由と考えている。</p> <p>本補助金については、公益上の必要性が高いものと考えており、申請件数の多寡にかかわらず、今後も継続する方針である。</p>
<p>5 受注促進補助金（福岡市機械金属工業</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p>

<p>会) (意見 100)</p> <p>受注促進補助金（福岡市機械金属工業会）については、交付要綱第 1 条の、「福岡市中小企業振興条例（昭和 48 年 3 月 31 日条例第 21 号）及び福岡市中小企業振興条例施行規則（昭和 48 年 3 月 31 日規則第 13 号）による」との記載は、当該条例及び施行規則において本補助金に適用される条文がないので、要綱から削除すべきである。</p>	<p>受注促進補助金（福岡市機械金属工業会）については、平成 24 年 4 月 1 日付で交付要綱を改正し該当箇所を削除した。</p>
<p>(意見 101)</p> <p>受注促進補助金（福岡市機械金属工業会）については、交付要綱第 2 条で対象事業を「本市中小製造業者の『販路の拡大』、『新製品の開発』を目的として実施する事業」としながら、第 3 条別表では「労務厚生事業」を補助対象とし、そのための「企画会議費」を対象経費としているが、「労務厚生事業」が「販路拡大」「新製品の開発」とどう結びつくのか不明であるので、このような要綱は整理するか、または、補助対象経費の見直しをすることが必要である。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>受注促進補助金（福岡市機械金属工業会）については、平成 24 年 4 月 1 日付で交付要綱を改正し、「労務厚生事業」を補助対象から削除した。</p>
<p>(意見 102)</p> <p>受注促進補助金（福岡市機械金属工業会）については、昼食代・弁当代、茶菓代を補助対象外経費とすべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>本補助金について、昼食代・弁当代、茶菓代を補助対象経費としないことを所属職員に周知徹底を図るとともに、福岡市機械金属工業会に対し、昼食代・弁当代、茶菓代を補助対象経費としない旨指導した。</p>
<p>6 受注促進補助金（福岡県中小企業振興センター） (意見 103)</p> <p>受注促進補助金（福岡県中小企業振興センター）については、交付要綱第 1 条</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>受注促進補助金（福岡県中小企業振興センター）については、平成 24 年 9 月 1 日付で交付要綱を改正し該当箇所を削除した。</p>

<p>の「福岡市中小企業振興条例（昭和48年3月31日条例第21号）及び福岡市中小企業振興条例施行規則（昭和48年3月31日規則第13号）による」との記載は、当該条例及び施行規則において本補助金に適用される条文がないので、要綱から削除すべきである。</p>	
--	--

第5節 振興課

監査の結果	措置の状況
<p>4 伝統産業振興補助金（福岡県伝統的工芸品振興協議会） （意見104） 飲食費等については、対象外経費とすべきである。</p>	<p>【措置済（平成24年11月21日通知）】 平成24年4月に補助金交付先団体に対して、飲食費等に係る経理処理については、補助事業の目的に合致した経理処理を適切に行うよう指導を行った。</p>
<p>6 高度化促進補助金（福岡地区中小企業団体連合会） （意見105） 要綱に、本補助金の目的を記載すべきである。</p>	<p>【措置済（平成24年11月21日通知）】 当該補助金交付要綱を平成24年6月1日付で改正し、改正後の要綱第1条に補助金の目的を規定した。</p>
<p>（意見106） 要綱に、交付対象事業につき具体的に定めるべきであるとともに、実績報告書の記載においても、対象事業のみに限定させる等の指導を行うべきである。</p>	<p>【措置済（平成24年11月21日通知）】 当該補助金交付要綱を平成24年6月1日付で改正し、改正後の要綱第4条に補助対象事業を規定した。また、平成24年度の福岡地区中小企業団体連合会の当該補助金交付申請書に、当該補助事業のみの事業計画書を提出させた。</p>
<p>（意見107） 要綱に、交付対象内・外の経費を明確となるような基準を記載すべきである。</p>	<p>【措置済（平成24年11月21日通知）】 当該補助金交付要綱を平成24年6月1日付で改正し、改正後の要綱第5条に補助対象経費を規定した。</p>
<p>（意見108） 実績報告書の記載を詳細に検討し、少なくとも疑わしい項目については、領収証等の提出を求め、適切に調査すべきである。</p>	<p>【措置済（平成24年11月21日通知）】 平成23年度の当該補助金の事業報告書に記載された内容について、平成24年5月18日に補助対象事業者の事務所を訪問し、元帳・領収証・銀行口座通帳等により、補助事業の各項目の具体的な支出項目等</p>

	を確認した。
--	--------

第6節 国際経済課

監査の結果	措置の状況
<p>1 貿易振興補助金 (意見 109)</p> <p>センター事業に対する補助金については、センター事業は市の事業であることから、委託料として取り扱うべきである。</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>アジア経済交流センター事業は、福岡貿易会が、福岡地区及び周辺経済圏の貿易振興と地域経済の発展を図るために自ら実施しているものであり、同事業の目的が、本市が進めている国際ビジネスの振興と合致しているとの判断により、同事業に対して補助金を交付しているものである。そのため、委託料としてではなく、福岡貿易会が実施する事業に対する補助金として取り扱うことが適切であると考え。現在、自主財源も含めた運営がなされているが、今後とも、補助事業として効果的・適切な運営が行われるよう引き続き事業主体である福岡貿易会を支援していく。</p>

第7節 空港対策課

監査の結果	措置の状況
<p>1 冷房用電気料助成（福岡市同和対策事業空港周辺防音工事住宅冷房用電気料助成） (意見 110)</p> <p>同和地区世帯と類似の経済状況の者に対する助成はなされておらず、一般化がなされていない以上、公平性に反する。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>同和対策事業として行っていた同助成金は、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>
<p>2 福岡空港地域対策協議会補助金 (意見 111)</p> <p>福岡空港地域対策協議会の活動は、同会会員である空港周辺住民自身の社会福祉の増進を図ることを目的とするものであるから、活動の成果としての市の施策の受益者である協議会自身も活動費の相当部分を負担すべきであるところ、現在の負担額は過少であるので、その増額を</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>地域の環境改善に係る要望活動等については、原則として受益者たる地域の自己資金で賄うべきことは、監査人の指摘の通りである。</p> <p>しかしながら、空港周辺地域は航空機騒音という他の地域にはない負担を抱えているが故に、空港を設置・管理する国、または周辺整備等を行う県・市に対して、環</p>

<p>求めるべきである。</p>	<p>境対策等の要望活動を積極的にせざるを得ないという特殊な実情があるため、単純に受益者負担とすることはできない。よって、現行の処理が妥当であると判断し、措置は行わないこととした。</p>
<p>(意見 112)</p> <p>調査、研修等については、その事業の内容を精査すべきであり、その内容及び目的・成果を確認するために、詳細な報告書の提出を求めるべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>調査、研修等については、事業内容を精査するために、詳細な報告書の作成を行うよう同協議会に対し指示した。</p>
<p>(指摘 13)</p> <p>調査研修の補助対象経費は、調査研修のための費用（交通費・宿泊費等）とされているところ、飲食費は補助対象経費とは認められない。また、乗務員・添乗員人件費及び旅行保険料についても、特段の事情がない限り、補助対象経費として認められるべきではない。</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>調査研修に係る飲食費については、補助事業に関連して協議、懇談等に際し飲食が必要な場合等、補助対象とすることが適当な場合があると判断し、措置を行わないこととした。</p> <p>乗務員（借上バス運転手）人件費については、補助対象といえるかどうかは、研修の目的地の交通事情（バスの借上が妥当か）によるところが大きいと判断し、個別具体的に判断することとした。</p> <p>添乗員人件費については、特段の事情がない限り、補助対象外とした。</p> <p>旅行保険料については、万一事故があった場合に、活動の主催者たる協議会には損害を補償する能力がないことから、補助対象と認め、措置を行わないこととした。</p>
<p>(意見 113)</p> <p>交通費が、県内 3,000 円、県外 5,000 円の固定費であることは妥当ではない。少なくとも、公共交通機関利用相当額を限度とすべきである。</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>県内交通費については、空港周辺地区の公共交通機関は幹線を走る路線バスのみであり、また空港西側から東側への直通バス路線はなく、乗り換えを余儀なくされる上、本数も少ないなど、地域内の公共交通機関の利便性が低い。</p> <p>そのため、自宅から会議場等へ公共交通機関で移動する際、やむを得ずタクシーを</p>

	<p>利用せざるを得ない場合もあることから、その必要費として片道 1,500 円程度とすることは妥当であると判断し、措置は行わないこととした。</p> <p>なお、県外交通費（国交渉及び調査研修による他空港視察時に支出）については、他に公共交通機関運賃等の実費が補助対象となっていれば、補助対象外とした。</p>
<p>(指摘 14)</p> <p>渉外交渉費の補助対象経費は、国等への陳情費用（交通費・宿泊費等）とされているところ、飲食費（市内渉外活動費を含む）及び渉外調査費は補助対象経費とは認められない。</p>	<p>【その他（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>渉外交渉費に係る飲食費については、渉外活動が遠隔地の場合や長時間にわたる場合は、途中で食事を取る必要があることも当然に想定され、また補助事業に関する活動の範囲内であり必要限度の範囲においては、補助対象とすることは妥当と判断し、措置は行わないこととした。</p> <p>渉外調査費については、補助対象外とした。</p>

第 8 節 開催運営課

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 防犯協議会補助金 (意見 114)</p> <p>防犯協議会補助金の金額については、昭和 57 年から 145 万円の金額が継続していることから、補助対象経費を厳格に分析し、真にこの金額を維持すべきかを再検討すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 26 年 8 月 26 日通知）】</p> <p>再検討の結果、補助対象経費については、防犯啓発に係る広報費および公営競技場の防犯対策状況調査に係る旅費、いずれも犯防対策に必要な金額であり、防犯協議会補助金の金額は維持すべきものと判断した。</p>
<p>(意見 115)</p> <p>弁当代及びお茶代は、防犯協議会補助金の補助対象外経費とすべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>当該経費は補助対象外経費とした。</p>
<p>2 競艇場従事員共済会補助金 (意見 116)</p> <p>従事員の退会餞別金に関しては、地方公務員法第 22 条第 2 項による任用の制限（担当課の見解では「臨時的任用」となる。）と雇用の実態の乖離に起因する</p>	<p>【措置を行わない（平成 26 年 8 月 26 日通知）】</p> <p>従事員の退会餞別金については、同様の事例に係る裁判において、その制度及び餞別金に係る補助金の交付は違法でないと言われた判決を受け、現行の制度は妥当であ</p>

<p>ものであるところ、従事員の脆弱な地位に鑑みて、その救済を図るべく、その狭間を埋めるための退会費別金制度の見直しもしくは法改正又は条例制定等の手だてが必要であるとする。</p>	<p>ると判断し、措置を行わないこととした。</p>
--	----------------------------

第7章 農林水産局の補助金

第1節 水産振興課

監査の結果	措置の状況
<p>1 漁協経営基盤強化対策事業補助金 (意見 117)</p> <p>補助対象事業である指導事業として挙げられている項目の中には、指導と評価しがたいものも多く、補助率については、指導の実態に即したものとすべきである。また、人件費を補助するという形態を改め、漁家を指導するための研修等に要した費用等に対する補助を行うべきである。</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>漁協経営基盤強化対策事業(漁家経営等指導)補助金交付要領を改め、補助対象経費を、漁家指導に関する研修等に要する費用とするとともに、補助率を1/2から1/3に変更した。</p>
<p>(意見 118)</p> <p>要領第2条の事業内容を明確にすべきである。</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>漁家経営等指導要領を改正し、補助対象経費及び補助対象外経費を改めた。</p>
<p>2 水産加工業振興事業補助金 (意見 119)</p> <p>本補助金については、公益上の必要性は認められるが、直接的に市民に対し、新鮮で安全な食料を安定的に供給するという市民の基本的な食料を維持するという目的が強いとは言えず、また他の業種との間の公平性について疑問がある。廃止、あるいは一般化（産業育成に対する補助金等）について検討すべきである。</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>水産加工業振興事業補助金は、平成25年度をもって廃止した。</p>
<p>(意見 120)</p> <p>視察研修等の研修については、必要性について精査し、また報告等をきちんと行うことで情報を組合全体で共有する等の工夫を徹底すべきである。</p>	<p>【措置済（平成24年11月21日通知）】</p> <p>平成24年度の視察研修の報告などについては、現行の機関誌以外に、組合全体で共有を図ることができるような方法などを検討するよう指導した。</p>

(意見 121) 日当を補助対象外経費とすることにつき、要領に明記すべきである。	【措置済（平成 26 年 8 月 26 日通知）】 水産加工業振興事業補助金は、平成 25 年度をもって廃止した。
(意見 122) 要領において、具体的に補助対象事業及び経費を特定すべきである。	【措置済（平成 26 年 8 月 26 日通知）】 水産加工業振興事業補助金は、平成 25 年度をもって廃止した。

第 8 章 住宅都市局の補助金

第 1 節 緑化推進課

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
1 緑化対策事業補助金（危険ブロック等生垣化助成） (指摘 15) 実績報告書提出にあたっては、施工内容・支払金額等を明示した工事についての報告書を必ず添付させ、きちんと確認をすべきであるとともに、領収証等の添付につき要綱に記載すべきである。	【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】 要綱の改正を行い、完了実績報告書の提出にあたっては、施工内容報告書及び領収書（写）を添付することとした。

第 2 節 商業対策課（香椎地区まちづくり推進事業助成関係の補助金）

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
1 香椎地区まちづくり推進事業助成金 (意見 123) 本補助金については、昼食代・弁当代、茶菓代を、補助対象外経費とすべきである。	【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】 要綱の一部改正を行い、昼食代・弁当代、茶菓代を補助対象外経費とした。
2 香椎地区まちづくり賑わい支援事業助成金 (意見 124) 本補助金について、茶菓代を、補助対象外経費とすべきである	【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】 要綱の一部改正を行い、茶菓代を補助対象外経費とした。

第 9 章 港湾局の補助金

第 1 節 振興課

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
1 博多港振興協会負担金 (意見 125) 本交付金は「補助金」としての交付を検討すべきである。	【措置済（平成 29 年 1 月 27 日通知）】 本交付金は、事業内容毎に助成形式の見直しを行い、平成 28 年度より「補助金」と「負担金」の 2 つの形式により助成する

	こととした。
<p>(意見 126)</p> <p>人件費の負担について、市退職職員については全額、その他の協会職員については2分の1とする扱いは見直しをすべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>人件費の負担について、市退職職員については市関係部署との連絡調整及び事務局の運営を取り仕切る、あくまで事務局の運営に携わるため、全額負担から協会職員と同じ2分の1負担に変更することとした。尚、その他協会職員のうち専務理事について、港湾物流等に関する専門的な知識・人脈・経験を有し、業務執行役員として、協会運営の指揮を執る職務であることから、2分の1から全額市負担へ変更する。</p>

第 1 1 章 教育委員会の補助金

第 1 節 学校支援課

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>福岡市人権教育研究大会補助金 (意見 127)</p> <p>本補助金の交付決定においては、大会内容を検討し、補助に見合う成果、とくに人権教育における教職員のスキルアップに直接資する効果があると認められる場合に限って交付することにすべきである。</p>	<p>【措置済（平成 25 年 8 月 6 日通知）】</p> <p>本件補助金は、平成 25 年度以降廃止とした。</p>

第 3 節 人権・同和教育課

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>人権啓発地域推進事業補助金 (意見 128)</p> <p>補助対象経費として会議の弁当代を認めている扱いを改め、弁当（食事）代は対象外経費であることを明確にすべきである。</p>	<p>【措置を行わない（平成 26 年 8 月 26 日通知）】</p> <p>食糧費については、原則補助対象外としている。ただし、事業実施のために必要な弁当代などは「活力あるまちづくり補助金」と同様に、補助対象経費と想定しており、公益事業の実施に必要な経費と考えているため、必要最小限の範囲内で現状通りの取扱いとする。</p>
<p>(意見 129)</p> <p>補助金額を一律としている点を見直し、</p>	<p>【措置を行わない（平成 27 年 7 月 29 日通知）】</p>

<p>各地域の人口を考慮した補助金額とすべきである。根本的には、活力あるまちづくり支援事業補助金と統合することによって解決することが望ましい。</p>	<p>補助金額については、主に講師謝礼金や看板、横断幕などの啓発物の制作に使われている活動実態から、人口規模を考慮すべきとは考えておらず、また、現行額が減額となる場合、活動が弱体化・衰退化するおそれもあるため、措置を行わないこととした。</p> <p>なお、補助金の統合については、現時点では統合すべきではないと判断し、措置を行わないこととしている。</p>
<p>(意見 130)</p> <p>本補助金は活力あるまちづくり支援事業補助金と統合することが望ましい。</p>	<p>【措置を行わない(平成 27 年 7 月 29 日通知)】</p> <p>「すべての人の人権が尊重される社会」は、「市民にとって幸せで住みよいまちづくり」の基盤であり、その実現のためには、人権尊重の視点に立った行政施策の推進とともに、市民主体の地域ぐるみの取組が重要であることから、人権啓発地域推進組織の育成・支援に努めているところである。</p> <p>補助金の統合については、これまで定期的に組織の意見を聴いてきたが、補助金を統合することによって、まちづくりの基盤となる活動の弱体化や衰退化を危惧する声が 7 割以上の組織から寄せられていることから、今後とも、地域の意見を十分に尊重しながら、これまでの取組の成果を損なうことがないように、慎重に対応していきたいと考えている。</p> <p>以上のことから、現時点では補助金を統合すべきでないと判断し、措置を行わないこととした。</p>

第 12 章 議会事務局

第 1 節 総務課

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
1 福岡市議会議員互助会総合健康診断事	【その他(平成 24 年 11 月 21 日通知)】

<p>業補助金 (意見 131)</p> <p>そもそも、議員互助会の本健康管理事業について、補助金交付の前提をなす「公益上の必要性」が存在するかについて大いに疑問がある。</p> <p>補助の廃止を検討すべきと考える。</p>	<p>健康診断事業により、議員の健康が維持されることが議会活動の円滑化、効率化に寄与するとともに、市政の適正な運用に寄与するものであり、本事業の「公益上の必要性」が存在すると判断し、事業を継続する。</p>
<p>(意見 132)</p> <p>ホームページ等により、市民に対し、本補助金の交付要綱や交付実績等の情報は公表されるべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>本補助金に関する情報を市民に提供するため、交付要綱や交付実績等を公表することとした。</p>
<p>(意見 133)</p> <p>平成 20 年度末、平成 21 年度末には、議員互助会において本補助金額を大幅に上回る繰越金が発生しており、本補助の必要性が存しなかったことは明らかである。本補助金の支出については少なくとも不適切との評価を免れない。</p> <p>また、議員互助会に対し、本補助対象事業に関する繰越金の活用や会費収入の増加等の自助努力を行うべきことを促すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>議員互助会の自助努力を促すべきとの意見については、平成 25 年度から当該健康診断事業に関する経費のうち、公費負担を減額し、議員互助会による負担を事業費の 2 分の 1 程度とすることとした。</p> <p>互助会負担を増額することにより、議員互助会の繰越金を抑制することとした。</p>
<p>(意見 134)</p> <p>補助金交付要綱に、少なくとも本補助金及び補助事業の特徴である、会員の受診回数の制約、補助金額確定後の精算内容・手続について明記すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>受診回数の制約、補助金交付申請及び交付決定等の手続については、平成 24 年度中に補助金交付要綱に記載することとした。</p>
<p>(指摘 16)</p> <p>「事業の財源のほとんどを補助金が占めている」ということだけでは、補助金交付規則第 17 条第 1 項但書（補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認められるとき）との要件該当性の判断理由としては明らかに不十分である。</p> <p>繰越金の存在や、会員たる議員に受診</p>	<p>【措置済（平成 24 年 11 月 21 日通知）】</p> <p>補助金の交付時期については、健康診断受診後の医療機関からの請求に合わせ、補助金の交付を受けるよう平成 25 年度から改めることとした。</p>

時に自己負担を求めておく方法も考え得ることからしても、実際にも同但書の要件を満たしていたものとは評価できない。	
---	--